

平成20年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

○ 適用した事業所数 3,381 事業所
(うち職権適用 21 事業所)

○ 適用した被保険者数 14,489 人
(うち職権適用 96 人)

未適用事業所数
(平成20年度末)

103,247事業所
(前年度末未適用事業所
数 100,470事業所)

2 適用事業所の事業所調査

○ 適用した被保険者数 7,735 人

〔資格関係事業所調査件数〕

○ 調査件数 45,933 事業所
(※適用事業所数に占める割合 2.64%)

厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率は、おおむね97～98%程度となっている。

(単位:億円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
厚生年金	徴収決定済額	198,022	203,577	212,612	222,672	230,627
	収納済額	194,537	200,584	209,834	219,690	226,905
	保険料収納率	98.2 %	98.5 %	98.7 %	98.7 %	98.4 %
政管健保	徴収決定済額	66,220	67,090	67,752	69,251	68,052
	収納済額	64,619	65,676	66,403	67,759	66,181
	保険料収納率	97.6 %	97.9 %	98.0 %	97.8 %	97.2 %

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

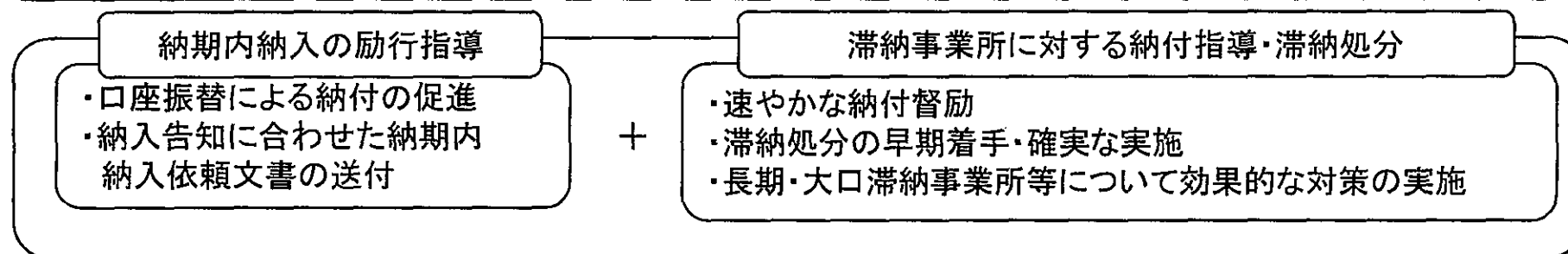
※ 保険料率(21.9現在)

厚生年金保険料率 15.704% (政府管掌健康保険料率については都道府県ごとに設定)

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

① 口座振替実施率の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
口座振替実施率	84.3%	84.2%	84.0%	83.5%	81.9%

② 滞納事業所数の推移

	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末	平成20年5月末	平成21年5月末
滞納事業所数 (単位: 所)	113,777	105,545	108,070	123,655	147,171

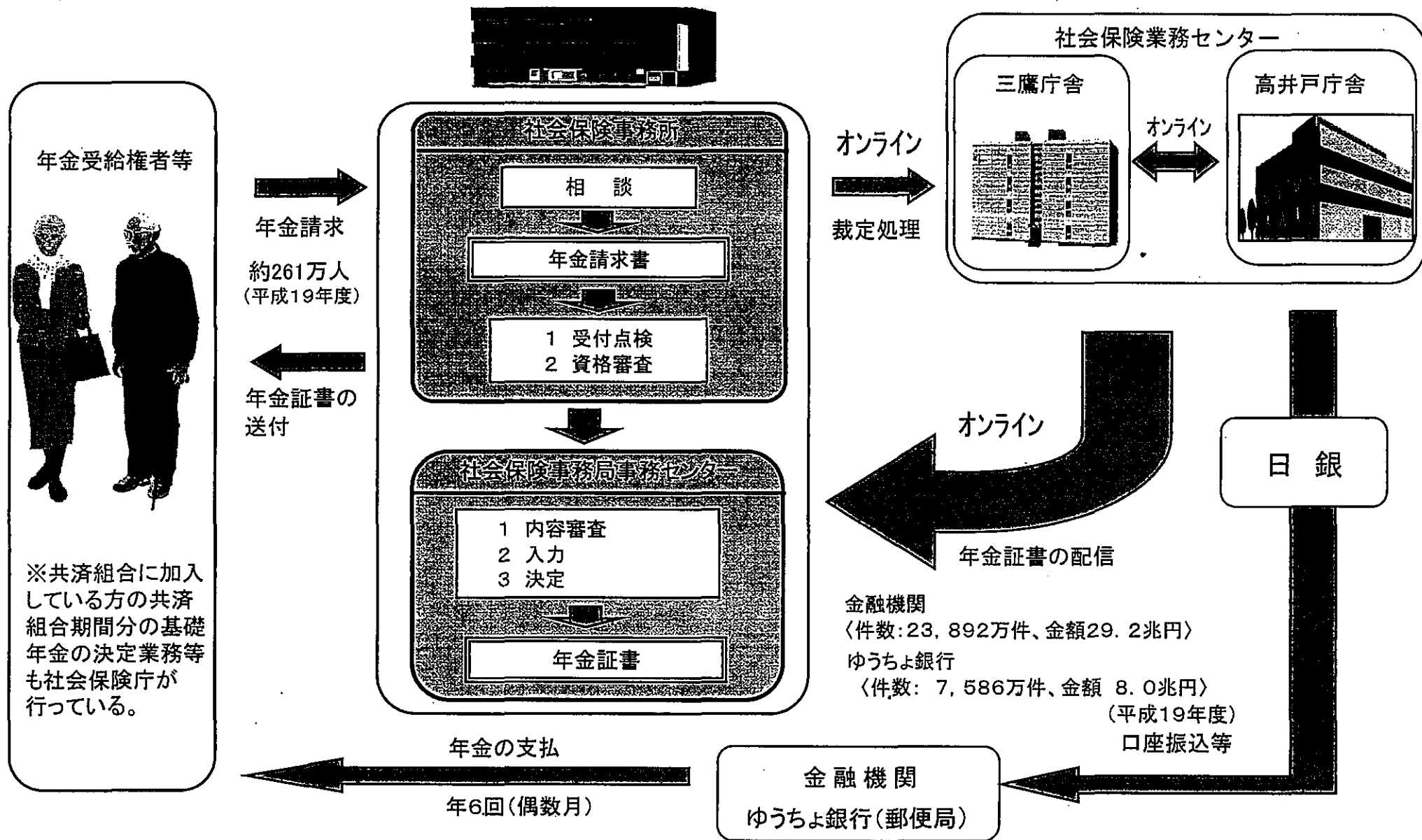
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

③ 差押え事業所数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
差押え事業所数 (単位: 所)	(17,223) —	13,631	15,613	12,879	10,483

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

年金の決定及び支払業務の流れ



年金相談体制について

平成20年度 年金相談件数 29,395,643件

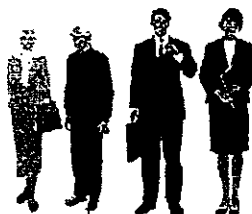
来訪相談 12,437,900件
出張相談 328,840件
電話相談 16,443,884件
文書相談 1,800,019件

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

年金受給権者・被保険者等

年金受給権者、被保険者等



インターネット等



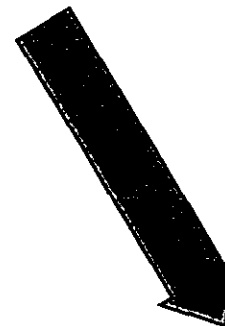
社会保険事務所(312か所)

来訪相談 11,079,629件
出張相談 328,840件 (8,345回)
電話相談 4,090,671件
文書相談 103,259件

年金相談センター(51か所)

来訪相談 1,336,683件
電話相談 68,103件
文書相談 773件

行政側からの情報提供
「ねんきん定期便」
「厚生年金加入記録のお知らせ」等



ねんきんダイヤル(0570-05-1165)
第1コールセンター(大阪)
第2コールセンター(札幌)
第3コールセンター(仙台)
電話相談 3,346,873件

ねんきん特別便(定期便)専用ダイヤル
(0570-058-555)
・ねんきん特別便(定期便)の回答の取扱い方法の案内等
電話相談 8,943,237件

社会保険事務センター

インターネットによる照会

社会保険庁ホームページ

年金見込額確認サービス
HPアクセス件数 1,271,937件

年金見込額確認申請 77,356件

個人番号による年金個人情報の提供

見込確認サービス 293件
年金加入履歴 40件

年金個人ID・暗証番号サービス
(ユーザID・パスワード方式)

IDパスワード発行件数 1,480,988件(累計)
(平成20年度 230,723件)

年金に関する情報及び届書の入手

中央年金相談室

文書相談 75,987件

社会保険オンラインシステム

年金給付
DB

記録管理
DB

オンライン

サービススタンダードについて

1. 趣 旨

お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図る上で、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することは重要と考えています。

このため、平成17年度より、各種サービスについて、お客様が申請（請求）されてから決定通知書等が届くまでの期間の必達目標として「サービススタンダード」を設定し、これをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしています。

2. 実施内容

サービススタンダードは、全てのサービスのうち、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多い、年金保険の給付等のサービスについて所要日数を定めたものです。

給 付 種 別	所 要 日 数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数)

3. 平成20年度の達成状況

年金給付関係にかかる平成20年度のサービススタンダードの達成状況は、老齢基礎年金・老齢厚生年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金について加入状況の再確認を要する場合は70%以上、加入状況の再確認を要しない場合40%台から50%台の達成率となっており、また、障害基礎年金では82%となっていますが、障害厚生年金は31%の達成率となっています。

これは、年金記録問題への対応を優先したことによる影響のほか、団塊の世代が受給年齢に達し始めたことから、老齢厚生年金の裁定件数が19年度に前年度から約3割増加し、20年度はさらに約1割増加したことが要因と考えられます。

給付種別	裁定件数	達成率		平均所要日数	
		加入状況の再確認を要する場合	加入状況の再確認を要しない場合	加入状況の再確認を要する場合	加入状況の再確認を要しない場合
老齢基礎年金	144,736 件	84.2%	46.4%	47.6 日	38.6 日
老齢厚生年金	1,967,899 件	74.3%	44.0%	52.6 日	41.1 日
遺族基礎年金	4,060 件	78.2%	44.0%	51.1 日	40.9 日
遺族厚生年金	288,281 件	71.5%	53.0%	56.0 日	38.8 日
障害基礎年金	63,816 件	81.8%		73.9 日	
障害厚生年金	28,095 件	31.0%		130.8 日	

※ 障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

59

4. 平成20年度の要因分析と達成率向上への取組み

平成20年度末現在において、「老齢厚生年金・加入状況の再確認を要しない場合」の達成率が60%以下の社会保険事務局(23事務局)へ個別にヒアリングを行ったところ、①年金記録問題への対応や受付件数の増加等により、担当職員が不足したこと、②効率的な事務処理体制のための年金裁定事務の集約化への移行過程で一時的に未処理分が増えたことが主な要因でした。

これらの問題の解消のため、平成21年度より、社会保険事務局において以下のような取組みが行われ、その結果、平成21年8月(1か月分)の達成率では、12事務局で60%を超え、このうち6事務局で80%を超える状況となっています。

- ① 処理サイクルの効率化を図るなど、事務処理体制の見直しを行った。
- ② 受付から裁定までの進捗管理を徹底した。
- ③ 社会保険事務局、他の社会保険事務所から支援を行った。

引き続き、達成状況の把握や進捗管理の徹底により、サービススタンダード各項目の目標達成に取り組むとともに、平成22年1月発足の日本年金機構に継承していくことを目指し、必要な取組みを進めていくこととしています。

年金記録問題への取組

- ① 「年金記録回復委員会」について ……1
- ② 年金記録問題への取組の状況について ……2
- ③ これまでの取組 ……3

平成21年12月
社 会 保 険 庁

年金記録回復委員会について

1. 趣旨

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会を設置。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める。

2. 委員

磯村 元史（函館大学客員教授）

稲毛 由佳（社会保険労務士・ジャーナリスト）

岩瀬 達哉（ジャーナリスト）

梅村 直（社会保険労務士）

金田 修（全国社会保険労務士会連合会会長）

駒村 康平（慶應義塾大学教授）

斎藤 聖美（ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長）

廣瀬 幸一（社会保険労務士）

三木 雄信（ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長）

（五十音順、敬称略）

3. 主な検討事項

- ・ 約5,000万件の未統合記録などの実態解明
- ・ 受給者・加入者へのアプローチ方法とその照会への対応策の検討
- ・ 「画像データ検索システム」を活用した約8.5億件の紙台帳の突合せ
- ・ 救済の迅速化や救済範囲の拡大に向けた検討
- ・ 社会保険庁における記録回復、年金支給等の処理体制の検証

等

年金記録問題への取組の状況について(平成21年12月3日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便	地方庁分	29万件	21年11月20日 (累計)	-6万件	21年11月13日	
	業務センター分(※2)	87万件		-13万件		
	本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数					
	地方庁分	28万件	21年10月末 (累計)	+1万件	21年9月末	本年3月まで受付分の処理が概ね完了する12月から週次集計とする。
	業務センター分(※2)	15万件	21年11月20日 (累計)	-2万件	21年11月13日	回答は3,170万件。 回答は4,842万件。
	(未回答)	513万件		-1万件		
2 5000万件の未統合記録	加入者分	2,104万件		-2万件		
	18年6月以降の統合数(全体)	1,325万件	21年11月20日 (累計)	+10万件	21年11月13日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,770万件。
	厚年/国年	1,065万件/260万件		+8万件/+2万件		
	男/女	606万件/719万件		+5万件/+5万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	338万件/957万件		+3万件/+7万件		
3 再裁定申出の業務センターへの進達	平均処理期間	0.5か月	21年11月20日	-0.1か月	21年11月13日	
	進達に至っていない申出件数	2.5万件		0.0万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.5か月	21年10月末 (11月13日支払分)	-0.3か月	21年9月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	17.4万件		-5.4万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.7か月	21年9月末 (10月15日支払分)	0.0か月	21年8月末	
	未処理件数	27.1万件		+0.5万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	9.0千件	21年11月第1週分	9.2千件	21年10月第5週分	(20年5月以降の累計) 85万件
	年金額増額の総額(概算値)	4.4億円		4.7億円		471億円
7 コールセンター	応答率	94.5%	21年11月第3週分	95.9%	21年11月第2週分	
	応答呼数/総呼数	5.1万件/5.4万件		6.3万件/6.6万件		
8 社会保険事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える社会保険事務所数(全国312事務所)	16日(月):1事務所 17日(火):0事務所 18日(水):0事務所 19日(木):1事務所 20日(金):0事務所	21年11月第3週分	9日(月):2事務所 10日(火):1事務所 11日(水):0事務所 12日(木):1事務所 13日(金):1事務所	21年11月第2週分	
9 標準報酬等の遡及訂正事案	社会保険事務所段階における記録訂正事案数	614件	21年11月20日 (累計)	+9件	21年11月13日	
	うち2万件的戸別訪問対象事案数	506件		+3件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

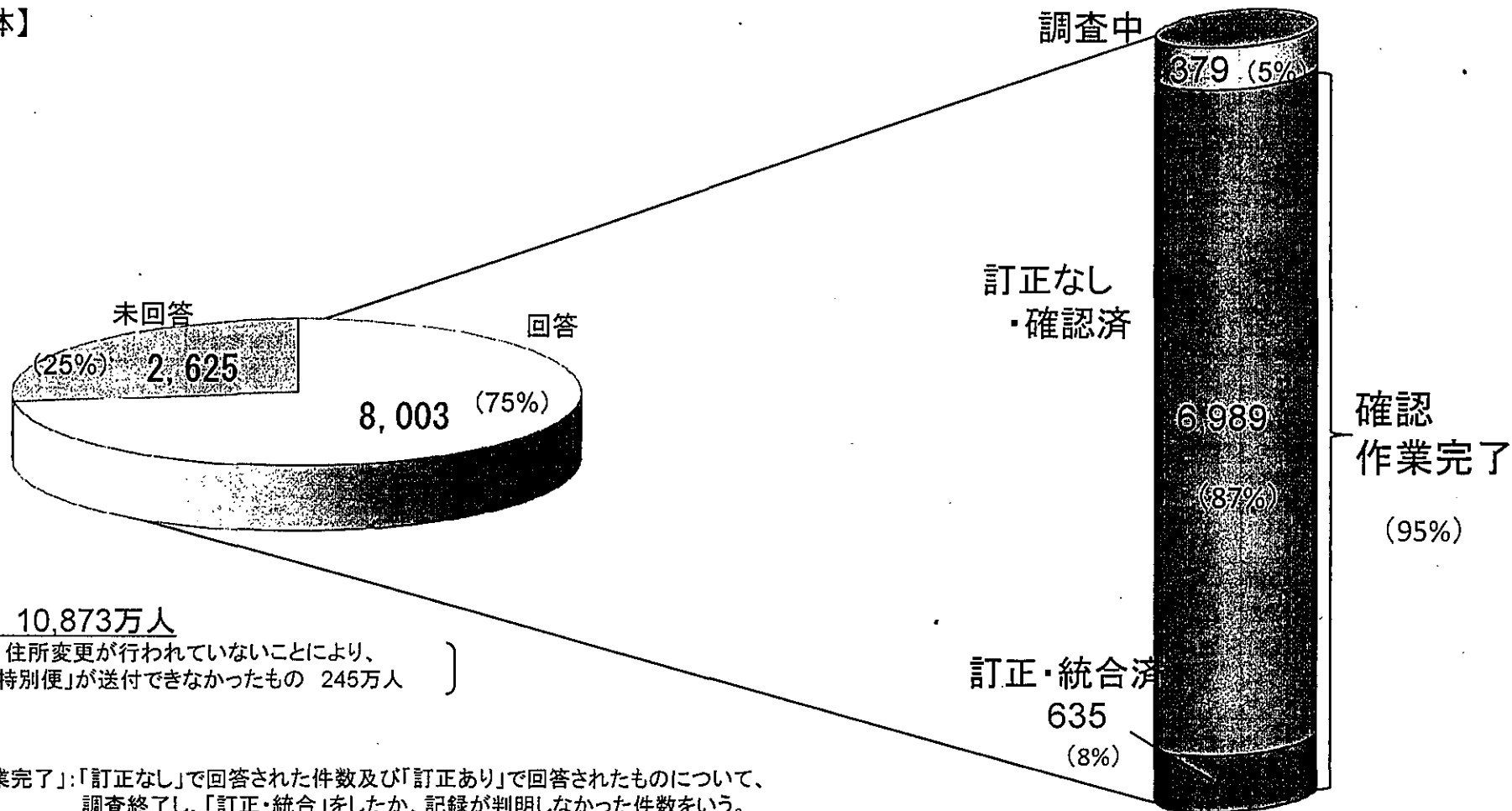
(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均4.9万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様にご記録を確認いただき、このうち約8,003万人(21年10月末現在)から回答をいただき、このうち、約95%の方(約7,624万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 245万人

※「確認作業完了」:「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位:万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	➡	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	➡	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	➡	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	➡	553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	➡	1028万件
計 5095万件		計 5095万件